



# 茨城県報

第 2639 号

平成26年11月6日

木曜日

## 目 次

### 規 則

ページ

- 土浦・阿見都市計画事業阿見吉原東土地区画整理事業の保留地の処分に関する規則の一部を改正する規則（都市整備課）…………… 2

### 告 示

- 救急医療協力診療所の指定取消し（医療対策課）…………… 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（4件）（障害福祉課）…………… 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止（2件）（障害福祉課）…………… 4
- 道路の区域の変更（道路維持課）…………… 4
- 道路の供用の開始（3件）（道路維持課）…………… 5
- 土地改良事業の認可（3件）（農林事務所）…………… 6
- 土地改良区役員の退任（農林事務所）…………… 7

### （ 公 安 委 員 会 ）

- 検定合格者審査の実施…………… 7

### （ 選 挙 管 理 委 員 会 ）

- 選挙管理委員会第2回臨時会の招集…………… 10

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告（生活文化課）…………… 10
- 争議行為の予告通知の公表（労働政策課）…………… 11
- 肥料の登録（産地振興課）…………… 11
- 肥料登録有効期間の更新（産地振興課）…………… 12
- 肥料登録の変更（産地振興課）…………… 13
- 肥料登録の失効（産地振興課）…………… 13
- 普通肥料の検査成績の公表（産地振興課）…………… 13
- 特殊肥料検査成績の公表（産地振興課）…………… 14
- 公共測量の実施（用地課）…………… 15
- 都市計画の図書の縦覧（3件）（都市計画課）…………… 15
- 開発行為の工事完了（3件）（建築指導課）…………… 16
- 落札者等の公示（会計管理課）…………… 16
- 軽油引取税に係る免税証の無効（県税事務所）…………… 17

## ( 企 業 局 )

●入札公告 ..... 17

**規 則****茨城県規則第63号**

土浦・阿見都市計画事業阿見吉原東土地地区画整理事業の保留地の処分に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年11月6日

茨城県知事 橋 本 昌

土浦・阿見都市計画事業阿見吉原東土地地区画整理事業の保留地の処分に関する規則の一部を改正する規則

土浦・阿見都市計画事業阿見吉原東土地地区画整理事業の保留地の処分に関する規則（平成19年茨城県規則第66号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

土浦・阿見都市計画事業阿見吉原土地地区画整理事業の保留地の処分に関する規則

第1条中「土浦・阿見都市計画事業阿見吉原東土地地区画整理事業施行規程を定める条例」を「土浦・阿見都市計画事業阿見吉原土地地区画整理事業施行規程を定める条例」に改める。

様式第1号及び様式第2号中「土浦・阿見都市計画事業阿見吉原東土地地区画整理事業施行者」を「土浦・阿見都市計画事業阿見吉原土地地区画整理事業施行者」に、「土浦・阿見都市計画事業阿見吉原東土地地区画整理事業に」を「土浦・阿見都市計画事業阿見吉原土地地区画整理事業に」に改める。

様式第3号中「土浦・阿見都市計画事業阿見吉原東土地地区画整理事業施行者」を「土浦・阿見都市計画事業阿見吉原土地地区画整理事業施行者」に、「土浦・阿見都市計画事業阿見吉原東土地地区画整理事業施行規程を定める条例」を「土浦・阿見都市計画事業阿見吉原土地地区画整理事業施行規程を定める条例」に、「土浦・阿見都市計画事業阿見吉原東土地地区画整理事業の保留地の処分に関する規則」を「土浦・阿見都市計画事業阿見吉原土地地区画整理事業の保留地の処分に関する規則」に、「うえ」を「上」に改める。

様式第4号中「土浦・阿見都市計画事業阿見吉原東土地地区画整理事業施行者」を「土浦・阿見都市計画事業阿見吉原土地地区画整理事業施行者」に、「土浦・阿見都市計画事業阿見吉原東土地地区画整理事業に」を「土浦・阿見都市計画事業阿見吉原土地地区画整理事業に」に改める。

様式第5号中「土浦・阿見都市計画事業阿見吉原東土地地区画整理事業施行者」を「土浦・阿見都市計画事業阿見吉原土地地区画整理事業施行者」に、「土浦・阿見都市計画事業阿見吉原東土地地区画整理事業の保留地の処分に関する規則」を「土浦・阿見都市計画事業阿見吉原土地地区画整理事業の保留地の処分に関する規則」に改める。

様式第6号中「土浦・阿見都市計画事業阿見吉原東土地地区画整理事業施行者」を「土浦・阿見都市計画事業阿見吉原土地地区画整理事業施行者」に、「土浦・阿見都市計画事業阿見吉原東土地地区画整理事業の」を「土浦・阿見都市計画事業阿見吉原土地地区画整理事業の」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。



## 告 示

### 茨城県告示第1128号

次の救急医療協力診療所について、茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第4条第1項第1号の規定による申出の撤回があったので、同条第2項において準用する第3条第2項の規定により告示する。

平成26年11月6日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
医療法人社団南高野医院	日立市南高野町3-16-2

### 茨城県告示第1129号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成26年11月6日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0810101873	クローバー	水戸市赤塚1丁目 1969-11アパテラ スグリーン1A	特定非営利活動 法人クローバー	水戸市赤塚1- 1970-5KTMビ ル1-B	平成26年 11月1日	重度訪問介護

### 茨城県告示第1130号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成26年11月6日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0810300103	きらめき苑	土浦市神立町 3637-2	特定非営利活動 法人きらめき苑	土浦市神立町3637 -2	平成26年 11月1日	生活介護

### 茨城県告示第1131号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成26年11月6日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0811500032	キッズじゃんけんぽん 北茨城	北茨城市大津町北町 2-4-10	有限会社 介護じゃんけんぽん	いわき市錦町江栗馬場85-2	平成26年 11月1日	生活介護

## 茨城県告示第1132号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成26年11月6日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0817200207	縁・心	鉾田市鹿田107	特定非営利活動法人エンハートメント	水戸市双葉台4-596-4	平成26年 11月1日	就労移行支援 就労継続支援 B型

## 茨城県告示第1133号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項に規定する廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成26年11月6日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	廃 止 年月日
0810101071	クローバー	水戸市赤塚1丁目1969-11 アパテラスグリーン1A	特定非営利活動法人 ホームヘルパー広域自薦登録保障協会	重度訪問介護	平成26年 10月31日

## 茨城県告示第1134号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項に規定する廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成26年11月6日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	廃 止 年月日
0810300103	きらめき苑	土浦市神立町3637-2	特定非営利活動法人 きらめき苑	自立訓練 (生活訓練)	平成26年 10月31日

## 茨城県告示第1135号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成26年11月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年11月6日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦境線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員		延 長	摘 要
		メートル	メートル		
土浦市田中三丁目1859番5から つくば市天久保一丁目101番まで	(A) 旧	最大	13.0	7,515	
		最小	4.5		
	(B)	最大	94.8	7,698	
		最小	16.5		
	(A) 新	最大	13.0	4,588	旧 道 移 管
		最小	5.1		
	(B)	最大	94.8	7,698	
		最小	16.5		

茨城県告示第1136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成26年11月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年11月6日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 水戸神栖線
- 2 供用開始の区間 水戸市2536番1から  
水戸市2523番3まで
- 3 供用開始の期日 平成26年11月10日

茨城県告示第1137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成26年11月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年11月6日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 里見南中郷停車場線
- 2 供用開始の区間 北茨城市中郷町日棚字下94番1地先から  
北茨城市中郷町日棚字堂ノ下57番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成26年11月7日

**茨城県告示第1138号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成26年11月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年11月6日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 豊岡佐和停車場線
- 2 供用開始の区間 ひたちなか市大字高場字東向545番2地先から  
ひたちなか市大字高場字東向554番10地先まで
- 3 供用開始の期日 平成26年11月6日

**茨城県告示第1139号**

岩崎江堰土地改良区から平成26年7月14日付けで施行認可申請のあった下塚田地区土地改良事業（かんがい排水）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により同年10月22日付けで認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

なお、この認可については、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に茨城県を被告として土地改良事業計画の認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成26年11月6日

茨城県県北農林事務所長 楡 井 真 一

**茨城県告示第1140号**

岩崎江堰土地改良区から平成26年7月22日付けで施行認可申請のあった宮中地区土地改良事業（かんがい排水）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により同年10月22日付けで認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

なお、この認可については、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に茨城県を被告として土地改良事業計画の認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成26年11月6日

茨城県県北農林事務所長 楡 井 真 一

**茨城県告示第1141号**

岩崎江堰土地改良区から平成26年7月22日付けで施行認可申請のあった川端地区土地改良事業（かんがい排水）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により同年10月22日付けで認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

なお、この認可については、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に茨城県を被告として土地改良事業計画の認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成26年11月6日

茨城県県北農林事務所長 楡 井 真 一



## 茨城県告示第1142号

水戸市飯富町5310番地に事務所を置く那珂川統合土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成26年11月6日

茨城県県央農林事務所長 西 溪 一 男

退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	本 田 幸 雄	水戸市青柳町595番地の7

( 公 安 委 員 会 )

## 茨城県公安委員会告示第99号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第6条の規定による審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施する。

平成26年11月6日

茨城県公安委員会委員長 諸 岡 信 裕

## 1 検定合格者審査の種別、定員、実施期日等

警備業務区分及び級	定員	実 施 期 日	場 所
空港保安警備業務1級	5人程度	平成27年1月15日（木） 午前9時から午後5時まで	茨城県水戸市水府町864番地の4 茨城県職業人材育成センター
空港保安警備業務2級	5人程度		
施設警備業務1級	5人程度		
施設警備業務2級	30人程度		
交通誘導警備業務1級	5人程度		
交通誘導警備業務2級	30人程度		
貴重品運搬警備業務1級	5人程度		
貴重品運搬警備業務2級	30人程度		
核燃料物質等危険物運搬警備業務2級	5人程度		

## 2 検定合格者審査の審査区分

## (1) 空港保安警備業務1級の検定合格者審査

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する空港保安警備（以下「空港保安警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって、同条第2項に規定する1級に係るもの（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

## (2) 空港保安警備業務2級の検定合格者審査

空港保安警備に係る旧1級検定又は旧検定であって旧規則第1条第2項に規定する2級に係るもの（以下「旧2級検定」という。）に合格した者

## (3) 施設警備業務1級の検定合格者審査

旧規則第1条第1項の表に規定する常駐警備（以下「常駐警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

## (4) 施設警備業務 2 級の検定合格者審査

常駐警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者

## (5) 交通誘導警備業務 1 級の検定合格者審査

旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する交通誘導警備（以下「交通誘導警備」という。）に係る旧 1 級検定に合格した者

## (6) 交通誘導警備業務 2 級の検定合格者審査

交通誘導警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者

## (7) 貴重品運搬警備業務 1 級の検定合格者審査

旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する貴重品運搬警備（以下「貴重品運搬警備」という。）に係る旧 1 級検定に合格した者

## (8) 貴重品運搬警備業務 2 級の検定合格者審査

貴重品運搬警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者

## (9) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 2 級の検定合格者審査

旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する核燃料物質等運搬警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者

## 3 検定合格者審査申請の対象者

検定合格者審査は、茨城県内に住所地を有している者又は茨城県内の営業所に属している警備員若しくは茨城県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者であって、2 の(1)から(9)までのいずれかに該当する者について実施する。

ただし、次に掲げる者は今回の検定合格者審査の対象とはならない。

- (1) 旧検定に合格した警備員であって、検定規則施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して 1 年以上であるもの
- (2) 旧検定に合格した者であって、検定規則施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に係る旧規則第 12 条第 1 項に規定する指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して 1 年以上であるもの（3 の(1)に掲げる者を除く。）

## 4 検定合格者審査の方法

学科試験及び実技試験とする。

ただし、学科試験が合格基準に満たなかった者に対しては、実技試験を行わない。

## (1) 1 級の検定合格者審査

## ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること

(ウ) 警備業務の実施に関すること

(エ) 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること

## イ 実技試験

徒手による護身術の基本動作 2 種目

## (2) 2 級の検定合格者審査

## ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること

(ウ) 警備業務の実施に関すること



(エ) 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること

イ 実技試験

徒手による護身術の基本動作 1 種目

5 検定合格者審査の申込手続

(1) 事前申込

ア 申込方法

受験を希望する者は、茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課（受付専用電話029-301-0789）あて事前申込みを行い、受付番号を取得すること。

なお、代理人による申込み、受付専用電話以外での受付は行わず、申込みは1通話1人の申込みとする。

イ 事前申込期間

平成26年12月1日（月）から平成26年12月4日（木）までの間の午前9時から午後5時まで

(2) 審査申請書の提出

ア 審査申請書の提出期間

平成26年12月8日（月）から平成26年12月12日（金）までの間の午前9時から午後5時まで

ただし、代理人、郵送等による提出は認めない。

イ 審査申請書の提出先

(ア) 茨城県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者

a 茨城県内に住所地を有する者は、住所地を管轄する警察署の生活安全課（係）

b 警備員であって茨城県以外に住所地を有する者は、その者が属する営業所の所在地（茨城県内に限る。）を管轄する警察署の生活安全課（係）

c a又はbのいずれにも該当しない者は、旧合格証の交付を受けた警察署の生活安全課（係）

(イ) 茨城県以外の公安委員会から旧合格証の交付を受けている者

a 茨城県内に住所地を有する者は、住所地を管轄する警察署の生活安全課（係）

b 警備員であって茨城県以外に住所地を有する者は、その者が属する営業所の所在地（茨城県内に限る。）を管轄する警察署の生活安全課（係）

6 提出書類

(1) 審査申請書 1通

(2) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 1枚

(3) 旧合格証の写し

(4) 茨城県内に住所を有する者は、住所を疎明する書面（ただし、茨城県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者については不要）

(5) 茨城県内の営業所に属する者は、営業所に属することを疎明する書面（ただし、茨城県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者は不要）

7 審査手数料及び納付方法

審査申請書提出の際、審査手数料（4,700円）を、茨城県収入証紙により納付すること。

なお、納付した審査手数料は返還しない。

8 審査に必要な物

(1) 検定合格者審査を受験する者は、審査当日、必ず審査に係る旧検定合格証を持参すること（持参しない場合、審査を受験できない場合がある。）。

- (2) 筆記用具
- (3) 受験者の服装は、動きやすい服装（警備服等）とすること。

#### 9 その他

- (1) 審査合格者には、審査申請書を提出した警察署を通じて成績証明書を交付する。
- (2) 不明な点については、茨城県警察本部生活安全総務課警備業係（電話029-301-0110 内線3033）へ問い合わせること。

~~~~~  
( 選 挙 管 理 委 員 会 )

#### 茨城県選挙管理委員会告示第98号

平成26年第2回臨時会を次のとおり招集する。

平成26年11月6日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

#### 1 日 時

平成26年11月6日(木)午後4時30分

#### 2 場 所

水戸市笠原町978番6

茨城県庁選挙管理委員室

#### 3 議 題

- (1) 平成26年9月7日執行桜川市議会議員一般選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する審査の申立ての受理について
- (2) 茨城県議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の区画数の変更について
- (3) 施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定について
- (4) 茨城県議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の減少協議について
- (5) その他

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

#### ●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成26年12月24日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成26年11月6日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 申請のあった年月日

平成26年10月24日

#### 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 茨城空き家・空き地管理センター

3 代表者の氏名

小林 博

4 主たる事務所の所在地

茨城県つくば市松代2丁目10番2

5 定款に記載された目的

この法人は、茨城県及びその周辺都県（東京都、栃木県、埼玉県及び千葉県）に不動産を所有する所有者又は管理者に対して、その地域ごとに存在する長期間空き家・空き地情報の収集、提供及びその維持管理活動に関する事業を行い、誰もが安全・安心して暮らせる地域社会づくりを推進することで、景観や環境の保全対策及び防犯対策に寄与することを目的とする。

●争議行為の予告通知の公表

日本赤十字労働組合茨城県本部 後藤 繁 執行委員長から、平成26年10月28日、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成26年11月6日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事 件

年末一時金等に関する事項

2 争議行為の日時

平成26年11月10日（月）午前0時から、本件の完全解決にいたるまでの期間

3 争議行為の場所

組合員の従事する全職場

4 争議行為の概要

上記3にいう場所の全体にわたり、あらゆる形の争議行為

●肥料の登録

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成26年11月6日

茨城県知事 橋 本 昌

| 登録番号          | 肥料の種類         | 肥料の名称         | 保証成分量 (%)<br>その他の規格                                                      | 生産業者       |                      | 有効期限           |
|---------------|---------------|---------------|--------------------------------------------------------------------------|------------|----------------------|----------------|
|               |               |               |                                                                          | 氏名又は名称     | 住 所                  |                |
| 茨城県<br>第1234号 | 加工家さん<br>ふん肥料 | Y F 4 - 3 - 2 | 窒素全量 4.0<br>りん酸全量 3.0<br>加里全量 2.0<br>含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり。 | 有限会社横浜ファーム | 神奈川県横浜市港南区港南三丁目5番21号 | 平成32年<br>7月22日 |

## ●肥料登録有効期間の更新

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料について登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成26年11月6日

茨城県知事 橋 本 昌

| 登録番号          | 肥料の種類       | 肥料の名称     | 保証成分量 (%)<br>その他の規格                                                                                                                  | 生産業者      |                     | 更新した有効期限       |
|---------------|-------------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|---------------------|----------------|
|               |             |           |                                                                                                                                      | 氏名又は名称    | 住 所                 |                |
| 茨城県<br>第1168号 | 混合有機質<br>肥料 | 粒状有機531   | 窒素全量 5.0<br>りん酸全量 3.0<br>加里全量 1.0<br>含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり。                                                             | 株式会社中村商会  | 東京都中央区日本橋本石町三丁目1番7号 | 平成29年<br>7月28日 |
| 茨城県<br>第1192号 | 副産石灰肥料      | 乾燥卵殻      | アルカリ分 44.0<br>含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり。                                                                                    | 有限会社古河鶴商店 | 茨城県神栖市波崎8606番地3     | 平成32年<br>8月7日  |
| 茨城県<br>第1154号 | 混合有機質<br>肥料 | 4-1-1粒状有機 | 窒素全量 4.0<br>りん酸全量 1.0<br>加里全量 1.0<br>含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり。                                                             | 株式会社中村商会  | 東京都中央区日本橋本石町三丁目1番7号 | 平成29年<br>8月7日  |
| 茨城県<br>第1214号 | とうもろこし浸漬液肥料 | 昭和CSL     | 窒素全量 3.0<br>りん酸全量 3.0<br>加里全量 2.0<br>内水溶性加里 2.0<br>含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり。                                                         | 昭和産業株式会社  | 東京都千代田区内神田二丁目2番1号   | 平成32年<br>8月24日 |
| 茨城県<br>第1194号 | 配合肥料        | 182アッシュ配合 | 窒素全量 1.0<br>りん酸全量 18.0<br>内く溶性りん酸 17.8<br>加里全量 12.0<br>内く溶性加里 12.0<br>内水溶性加里 5.0<br>く溶性苦土 5.0<br>含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり。 | 株式会社中村商会  | 東京都中央区日本橋本石町三丁目1番7号 | 平成29年<br>10月6日 |
| 茨城県<br>第1195号 | 混合有機質<br>肥料 | N101混合有機  | 窒素全量 10.0<br>りん酸全量 1.0<br>含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり。                                                                        | 株式会社中村商会  | 東京都中央区日本橋本石町三丁目1番7号 | 平成29年<br>10月6日 |
| 茨城県<br>第1196号 | 混合有機質<br>肥料 | 3-18骨粉配合  | 窒素全量 3.0<br>りん酸全量 18.0<br>含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり。                                                                        | 株式会社中村商会  | 東京都中央区日本橋本石町三丁目1番7号 | 平成29年<br>10月6日 |

●肥料登録の変更

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第13条第1項の規定により、次のとおり肥料登録事項の変更の届出があったので、同法第16条第1項の規定により公告する

平成26年11月6日

茨城県知事 橋 本 昌

| 登録番号      | 肥料の種類  | 肥料の名称     | 生産業者名称   | 変更事項 | 変更内容              |                 | 変更年月日      |
|-----------|--------|-----------|----------|------|-------------------|-----------------|------------|
|           |        |           |          |      | 変更前               | 変更後             |            |
| 茨城県第1227号 | 乾燥菌体肥料 | A R A 廃菌体 | 日本水産株式会社 | 住所   | 東京都千代田区大手町二丁目6番2号 | 東京都港区西新橋一丁目3番1号 | 平成26年8月18日 |

●肥料登録の失効

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第15条の規定により、次の肥料は失効したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成26年11月6日

茨城県知事 橋 本 昌

| 登録番号      | 肥料の種類  | 肥料の名称      | 生産業者     |                  | 失効年月日     |
|-----------|--------|------------|----------|------------------|-----------|
|           |        |            | 氏名又は名称   | 住所               |           |
| 茨城県第1063号 | 乾燥菌体肥料 | 4.5 乾燥菌体肥料 | 麒麟麦酒株式会社 | 東京都中野区中野四丁目10番2号 | 平成26年8月1日 |
| 茨城県第1106号 | 乾燥菌体肥料 | 4.0 乾燥菌体肥料 | 麒麟麦酒株式会社 | 東京都中野区中野四丁目10番2号 | 平成26年8月1日 |

●普通肥料の検査成績の公表

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定に基づき収去した普通肥料の検査結果を次のとおり公表する。

平成26年11月6日

茨城県知事 橋 本 昌

平成26年8月分

| 肥料の種類等 | 保証票添付者     | 肥料の名称      | 検査の概要      |      |        |        | 備考 |
|--------|------------|------------|------------|------|--------|--------|----|
|        |            |            | 分析検査       |      | 保証票の検査 | その他の検査 |    |
|        |            |            | 項目         | 指摘事項 |        |        |    |
| 乾燥菌体肥料 | アサヒビール株式会社 | 4.0 乾燥菌体肥料 | 主成分-TN, TP |      |        |        |    |

(注) 1. 分析検査及びその他の検査欄は、検査対象荷口全体を代表しうるよう必要袋数（ばらの場合には必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2. 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3. 主成分等の略号は次のとおりである。

TN - 窒素全量, AN - アンモニア性窒素, NN - 硝酸性窒素, TP - リン酸全量, CP - 可溶性りん酸, SP - 可溶性りん酸, WP - 水溶性りん酸, TK - 加里全量, CK - 可溶性加里, WK - 水溶性加里

里, SMg - 可溶性苦土, CMg - 可溶性苦土, WMg - 水溶性苦土, SSi - 可溶性けい酸, WSi - 水溶性けい酸, SMn - 可溶性マンガン, CMn - 可溶性マンガン, WMn - 水溶性マンガン, CB - 可溶性ほう素, WB - 水溶性ほう素, AL - アルカリ分, TCu - 銅全量, TZn - 亜鉛全量, TCa - 石灰全量, TS - 硫黄分全量, C/N - 炭素窒素比

4. 「分析検査」欄の「指摘事項」欄, 「保証票の検査」欄又は「その他の検査」欄の空欄は, 指摘事項等の該当事項がない場合である。

### ●特殊肥料検査成績の公表

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第30条第7項の規定により, 収去した特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

平成26年11月6日

茨城県知事 橋 本 昌

平成26年7月分

| 特殊肥料の指定名 | 生産業者, 輸入業者若しくは販売業者又は表示者 | 届 出 名<br>(及び商品名) | 検 査 の 結 果 |        |        |             |             |         |      |        | 備考 |        |
|----------|-------------------------|------------------|-----------|--------|--------|-------------|-------------|---------|------|--------|----|--------|
|          |                         |                  | TN (%)    | TP (%) | TK (%) | TCu (mg/kg) | TZn (mg/kg) | TCa (%) | C/N  | 水分 (%) |    | その他の検査 |
| たい肥      | 全国農業協同組合連合会             | 牛ふん堆肥            | 0.68      | 1.02   | 0.97   | 18.2        | 63.1        | 0.53    | 25.4 | 60.82  |    |        |
|          | 菊池 正光                   | 牛糞たい肥            | 2.34      | 2.87   | 2.37   | 12.7        | 95.5        | 0.91    | 14.6 | 20.81  |    |        |
|          | 仁瓶 仁一                   | 牛糞たい肥            | 0.86      | 1.44   | 1.80   | 27.5        | 113.0       | 1.15    | 13.7 | 58.23  |    |        |

平成26年8月分

| 特殊肥料の指定名 | 生産業者, 輸入業者若しくは販売業者又は表示者 | 届 出 名<br>(及び商品名) | 検 査 の 結 果 |        |        |             |             |         |      |        | 備考 |        |
|----------|-------------------------|------------------|-----------|--------|--------|-------------|-------------|---------|------|--------|----|--------|
|          |                         |                  | TN (%)    | TP (%) | TK (%) | TCu (mg/kg) | TZn (mg/kg) | TCa (%) | C/N  | 水分 (%) |    | その他の検査 |
| たい肥      | 坂場畜産有限公司                | 牛ふんたい肥           | 0.90      | 1.67   | 1.28   | 7.2         | 61.1        | 0.27    | 21.1 | 59.12  |    |        |
|          | 農事組合法人華川牧場              | 牛ふん堆肥            | 1.06      | 2.05   | 1.65   | 8.7         | 62.3        | 0.35    | 20.4 | 44.30  |    |        |
|          | 神永 信雄                   | 牛糞たい肥            | 0.51      | 0.83   | 0.09   | 9.3         | 50.8        | 0.69    | 18.1 | 72.60  |    |        |

平成26年9月分

| 特殊肥料の指定名 | 生産業者, 輸入業者若しくは販売業者又は表示者 | 届 出 名<br>(及び商品名) | 検 査 の 結 果 |        |        |             |             |         |      |        | 備考 |        |
|----------|-------------------------|------------------|-----------|--------|--------|-------------|-------------|---------|------|--------|----|--------|
|          |                         |                  | TN (%)    | TP (%) | TK (%) | TCu (mg/kg) | TZn (mg/kg) | TCa (%) | C/N  | 水分 (%) |    | その他の検査 |
| たい肥      | 市毛 重治                   | 牛糞たい肥            | 0.32      | 0.49   | 0.27   | 3.9         | 26.1        | 0.11    | 24.5 | 79.48  |    |        |
|          | 軍司 英昭                   | 牛糞堆肥             | 0.84      | 3.02   | 2.97   | 11.7        | 84.2        | 1.16    | 24.3 | 34.82  |    |        |
|          | 綿引 隆                    | 牛糞たい肥            | 0.77      | 1.35   | 0.70   | 8.1         | 48.2        | 0.32    | 17.7 | 63.39  |    |        |

備考：1. 分析検査を実施した成分の略号は次のとおりである。

TN - 窒素全量, TP - リン酸全量, TK - 加里全量, TCu - 銅全量, TZn - 亜鉛全量, TCa - 石灰全量, C/N - 炭素窒素比, 水分 - 水分含有量

2. 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし, 備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は, 水



分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。

#### ●公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年11月6日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 茨城県
- 2 作業種類 公共測量（水準測量）
- 3 作業期間 平成26年10月10日から平成27年3月25日まで
- 4 作業地域 古河市、坂東市、常総市、守谷市、取手市、龍ヶ崎市、つくば市、下妻市、結城郡八千代町、つくばみらい市、猿島郡五霞町、猿島郡境町

#### ●都市計画の図書の縦覧

研究学園都市計画地区計画（竹園第三地区）の決定に伴い、つくば市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成26年11月6日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類  
地区計画（竹園第三地区）
- 2 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

#### ●都市計画の図書の縦覧

研究学園都市計画地区計画（並木第二地区）の決定に伴い、つくば市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成26年11月6日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類  
地区計画（並木第二地区）
- 2 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

#### ●都市計画の図書の縦覧

研究学園都市計画地区計画（並木第三地区）の決定に伴い、つくば市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第

20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成26年11月6日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

地区計画 ( 並木第三地区 )

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成26年11月6日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町中央二丁目1328番10, 同番179, 同番180, 同番181, 同番182, 同番183, 同番184, 同番185, 同番186, 同番187, 同番188, 同番189, 同番190, 同番191, 同番192, 同番193, 同番194

2 事業主の住所及び氏名

東京都練馬区石神井町二丁目26番11号

一建設株式会社

代表取締役 堀 口 忠 美

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡八千代町大字塩本字内野312番1

2 事業主の住所及び氏名

結城郡八千代町大字塩本280番地29

青 木 隆 夫, 青 木 明 美

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡境町大字若林字中坪1865番1, 1866番5, 同番6

2 事業主の住所及び氏名

猿島郡境町大字若林1865番地1

本 田 真 樹

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成26年11月6日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量  
汎用立形フライス盤 3式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
会計事務局会計管理課 茨城県水戸市笠原町978番6
- 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日  
平成26年9月3日
- 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所  
関東物産 株式会社  
東京都中央区日本橋本町一丁目5番9号
- 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額  
27,450,000円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日  
平成26年7月17日

◎軽油引取税に係る免税証の無効

次の軽油引取税免税証は、平成26年10月28日以降無効とする。

平成26年11月6日

茨城県土浦県税事務所長 黒田 晴之

| 用途 | 種類      | 記号及び番号                  | 枚数 | 有効期間                           | 販売業者の所在地及び名称             |
|----|---------|-------------------------|----|--------------------------------|--------------------------|
| 農業 | 200リットル | H503081<br>～<br>H503085 | 5枚 | 平成26年9月18日<br>～<br>平成26年12月31日 | 牛久市島田町632-1<br>有限会社水間製油所 |
|    | 100リットル | G501847                 | 1枚 |                                |                          |

( 企 業 局 )

◎入札公告 (電子調達)

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成26年11月6日

茨城県企業局水質管理センター

センター長 笹 沼 健

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする借入物件の名称及び数量  
農薬用 GC-MS/MS

## (2) 借入物品の特質等

借入物品の性能等に関し、仕様書で指定する特質等を有すること。

## (3) 契約期間

平成27年3月1日から平成32年2月28日まで

## (4) 納入場所

茨城県企業局水質管理センター（茨城県土浦市大岩田2972）

## 2 担当部局

〒300-0835 茨城県土浦市大岩田2972

茨城県企業局水質管理センター

水質管理課 佐藤

TEL：029-826-8250，FAX：029-826-8196

## 3 入札参加資格

(1) 政令第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 本公告に示した調達物品の規格（仕様）に要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

(5) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

(8) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項第5条に規定する物品調達等競争入札参加有資格者名簿の大分類が19（リース・レンタル）で小分類2に登録されていること。

## 4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達は、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL：https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp

なお、電子調達システムによりがたいものは、2の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2の担当部局に紙入札承諾願を提出するものとする。

## 5 入札説明書等の交付期間及び場所

## (1) 交付期間

入札公告の日から平成26年11月20日（木）までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、茨城県の休日（平成元年茨城県条例第7号）に定める県の休日を除く。

## (2) 交付場所

茨城県土浦市大岩田2972水質管理センター 2階事務室

## (3) 発注情報閲覧

期間 入札公告の日から平成26年11月20日（木）まで

茨城県物品役務入札情報サービス

<http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

## 6 現地確認及び入札説明書等に関する質問

(1) この入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、以下の期間に必要な応じて設置場所等の現地確認を行うこと。また、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

## ア 質問受付期間

公告の日から平成26年11月11日（火）午後5時まで。なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

## イ 質問受付先

2の担当部局に同じ

## ウ 方法

質問は電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリによる質問も認める。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

## ア 日時

平成26年11月14日（金）午後5時まで

## イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリにより回答する。

## 7 入札参加資格等の確認

入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便、又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に3(4)及び(5)に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

## (1) 提出期限

平成26年11月21日（金）午後5時まで。なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

## (2) 提出方法

電子調達システムにより提出する。ただし、添付書類の要領が3メガバイトを超える場合は、確認申請書のみをシステムにより提出し、残りを郵送又は持参により提出すること。

また、紙入札により参加する場合は、郵送又は持参により提出すること。

## (3) 提出先

2の担当部局に同じ。

## (4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、平成26年12月1日（月）午後5時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

## 8 入札書の提出方法及び開札場所等

入札参加者は、前記6の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書等を提出すること。

## (1) 入札書の提出方法

入札書に記載する金額は、別添「農薬用 GC-MS/MS 仕様書」に示す物件を60ヶ月賃貸借したときの1ヶ月分の使用料とする。また、支払い方法は口座振り込みによるものとする。

電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入・押印のうえ封書にて、2の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書きするものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に108分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額（整数）を記載すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

## (2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年12月15日（月）午後5時までに電子調達システムのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに2の担当部局に必着のこと。

## (3) 開札場所及び日時

### ア 日時

平成26年12月16日（火）午前10時

### イ 場所

茨城県企業局水質管理センター 2階事務室

## 9 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県企業局会計規程（平成23年茨城県企業管理規程第3号。以下「会計規程」という。）第94条第2項各号いずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、会計規程第89条第2項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

## 10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）
- (5) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子調達システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名押印を欠くとき
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき



- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき
- (12) 紙入札において、同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき
- (13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

#### 11 落札者の決定等

- (1) 会計規程第97条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

#### 12 入札の辞退

入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。  
ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、前記 2 の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

#### 13 再度入札等

- (1) 再度入札は、1 回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

#### 14 契約書作成の要否

要

#### 15 詳細は入札説明書による。

#### 16 その他

- (1) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。  
なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (4) 新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ次に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

<申請書の入手、提出及び問合せ先>

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875 (直通)

#### 17 Summary

- (1) Nature and quantity of the leased :  
Gas chromatography-tandem mass spectrometer.

I system

(2) Lease period

From March 1, 2015 through February 28, 2020

(3) Time-limit for tender

Time limit of tender (by hand) ; 5:00 pm on December 15, 2014

Time limit of tender (by mail) ; 5:00 pm on December 15, 2014

Time limit of tender (by system) ; 5:00 pm on December 15, 2014

(4) Submission location and contact number

Water quality management section, Water quality management center, Ibaraki Prefectural Public Enterprise  
Bureau

2,972 Ooiwata, Tsuchiura City, Ibaraki prefecture, Japan 300-0835

Tel : 029-826-8250

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 1 5 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)